

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1387号)

平成29年3月16日

横 情 審 答 申 第 1387 号

平 成 29 年 3 月 16 日

横浜市交通事業管理者 加 賀 生 雄 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 静 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成28年8月10日交鉄営第412号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定駅勤務表（平成28年3月2日分）」の一部開示決定に対する審査請
求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市交通事業管理者が、「特定駅勤務表（平成28年3月2日分）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「特定駅勤務表（平成28年3月2日分）」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市交通事業管理者（以下「実施機関」という。）が平成28年5月2日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 非開示部分である横浜市営地下鉄（以下「地下鉄」という。）の駅業務委託業者（以下「本件業者」という。）の職員（以下「本件業者職員」という。）の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当するため非開示とした。
- (2) 審査請求人は、本件業者職員は業務を行う際、少なくとも氏を明らかにするものを携行又は提示しており、同号ただし書アに規定されている「慣行として公にされている情報」に該当するため、開示すべきであると主張している。

公務員の氏名は、本号ただし書アの規定により開示又は非開示を判断するものであり、一般に販売されている職員録等に氏名が掲載されている場合には、慣行として公にされており、本号ただし書アに該当し、開示すべき情報と判断できる。しかしながら、本件業者職員の氏名は、一般に販売されている職員録等に掲載されているなど、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、本号ただし書アに該当しないものと判断した。

- (3) 行政文書の特定について審査請求人は、本件対象行政文書の原本性に疑義を主張している。審査請求人が主張するように、開示を行った文書はファクシミリで受信した文書であり、ファクシミリで送信した原紙が勤務表原本である。勤務表原本は、A4

サイズであり、ファクシミリで受信する際に縮小されて出力されたため、開示を行った文書は原本と異なる。

地下鉄の駅は、管区駅（横浜市交通局現業機関設置規程（昭和44年交通局規程第8号）第6条で規定する管区駅をいう。以下同じ。）及び管区駅が所管する中間駅がある。

一般的に地下鉄の各駅から交通局高速鉄道本部営業課（以下「営業課」という。）に文書を送付する場合、特定駅のような中間駅は管区駅を経由して送付しなければならず、中間駅から管区駅へは駅務員が毎日1回、文書搬送を行っている。管区駅では、中間駅から集めた文書を営業課に庁内メールで送付している。

本件請求を受けた際、特定駅から特定管区駅に勤務表原本を文書搬送により取り寄せるよりも、ファクシミリ送信で取り寄せることにより処理日数が短縮できるため、ファクシミリで取り寄せた当該勤務表に基づき、非開示部分を黒塗りし、開示を実施した。しかしながら、本来であれば、対象行政文書原本の写しに基づき開示を実施すべきだったことから、本件に関して勤務表原本の写しに基づき非開示部分を示した文書を再開示する。なお、非開示部分はすでに開示を行ったものと同部分となる。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、意見書、反論書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件審査請求文書を全部開示するよう求める。
- (2) 実施機関は当該情報について条例第7条第2項第2号に該当し、非開示としたが、受託会社職員は業務を行う際、「氏名」又は少なくとも「氏」を明らかにするものを携行又は提示しており、同号ただし書ア「慣行として公にされている情報」すなわち現在、一般に公表されており、実施機関として当該情報が何人も知り得る状態に置かれていると認められる情報といえる。よって直ちに開示すべきと考える。
- (3) 実施機関は公務員の氏名は一般に販売されている職員録等に掲載されている場合限り、開示すべき情報と判断できるとしている。

しかしながら、このように解すると、任期付及び非常勤等の職員の氏名の記載が漏れるおそれが多分にあり、適切ではない。また、市民は相対する公務員が常勤か非常勤か、区分する手段を常に持っているわけではない。

- (4) 実施機関は、一部開示文書の写しを審査請求人に交付したが、原寸ではなく理由な

く縮小されており、わざわざ見づらくしている。ファクシミリの機能により縮小して受信されたものであったとしても原寸にすべきである。また、ファクシミリを通じて作成されたものであるために、全体が不鮮明極まりない。

- (5) 委託業務については指定管理制度と異なり、市民がその委託業者を判別することが困難である。地下鉄駅委託業務については、清掃業務と異なり、市民の多くが委託されている事実すら知らない。交通局のホームページ等で公開されても、時限的である。市の他の事業、例として水道局の委託事業と比較すると一目瞭然である。

駅業務は助役（市職員）と委託業者職員が行っているとする。責任の所在はともあれ、駅業務は不可一体として行われ、助役か否か、市民に明確に職務権限が示されているとは言い難いのであるから、業者名やその従業員名を開示してもなんら差し支えない。

- (6) 行政文書の特定について、実施機関は内部の事務手続きについて冗長に述べているが、本情報公開制度とは全く無関係である。当該文書の開示請求日から開示決定まで相当の期間を経過していたこと、また多量請求でも特定困難な文書にも該当しないこと、審査請求人が特に開示を急がせたわけでもないことから、本制度を理解しているとは全く言い難い。
- (7) 駅業務委託では、委託業者職員は市職員と同じ制服を着用している。駅業務委託はバックヤードではなく、駅業務そのものであり、主要駅の管理職を除き、駅員が委託業者であることは乗客には知らされていない。自分も初めて知った。

5 審査会の判断

- (1) 駅業務に係る事務について

駅業務の委託については、地方公営企業法施行令（昭和29年政令第403号）第21条の14第1項第2号に基づき、随意契約により契約した業者に駅業務を委託している。

地下鉄の各駅では、駅助役及び駅業務委託業者の職員（これらを総称して以下「駅職員」という。）が駅業務を行っている。

駅職員の勤務状況は、勤務表により管理している。駅職員は、日勤、隔日勤務（24時間勤務）、公休及び非番のいずれかの配置に基づき勤務しており、勤務表では「日」「隔」「公」によって表されており、非番は空欄となっている。交通局では、複数の駅を統括する9つの管区駅を設けており、各管区駅の助役が前月10日頃までに勤務表を作成し、各管区駅長が確認する。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、特定駅において平成28年3月に勤務した駅職員の勤務表である。

実施機関は、本件審査請求文書の氏名欄に記載のある駅職員のうち本件業者職員の氏名を、条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示としている。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、開示しないことができると規定している。また、本号ただし書アでは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、本号本文に規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 実施機関は、本件業者職員の氏名は本号本文に該当するため非開示としたと説明していることから、平成29年1月19日に事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

特定駅では交通局の職員である助役と、本件業者職員である駅務員が勤務しており、本件では助役の氏名は開示し、駅務員の氏名を非開示とした。

なお、開示請求の対象が3月2日分であったため、それ以外の日付の部分については開示請求の対象外として該当部分のみを開示した。

ウ 本件業者職員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため、本号本文に該当する。

エ 審査請求人は、本件業者職員は業務を行う際に少なくとも氏を示すものを携行し、又は提示していることから、本件業者職員の氏名は本号ただし書アに該当するため開示すべきと主張していることから、以下判断する。

本号ただし書アの「慣行として公にされている情報」とは、一般に公表されており、当該情報が何人も知り得る状態に置かれていると認められる情報をいう。

一般的には、名札等を着用していることには、責任感の醸成や、管理上の必要性などさまざまな理由が考えられる。しかし、本件業者職員が名札を着用していることをもって、本件業者職員の氏名が、一般に公表されており何人も知り得る状態に置かれているとは認められず、また、公にすべきものであるとも認められ

ない。

したがって、本件業者職員の氏名は、本号ただし書アには該当せず、また、ただし書イ及びウにも該当しない。

(4) その他

なお、審査請求人は、本件業者職員は市職員と同じ制服を着用しており、駅業務そのものに従事していることから、駅助役と同様に氏名を開示すべきと主張するが、本件業者職員の氏名についての開示・非開示の判断は前記のとおりであり、当審査会の判断を左右するものではない。

また、審査請求人は、ファクシミリで受信した文書を基に作成した写しで開示を受けたことから、原本を基に作成した写しによる開示を実施すべきと主張している。この点については、実施機関は、本件審査請求を受け、本件審査請求文書の原本を基に作成した写しを平成28年8月5日に改めて開示している。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を条例第7条第2項第2号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年8月10日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成28年8月23日 (第294回第一部会) 平成28年8月26日 (第298回第二部会) 平成28年9月1日 (第200回第三部会)	・諮問の報告
平成28年9月16日	・審査請求人から意見書を受理
平成28年10月5日	・実施機関から審査請求人の反論書の写しを受理
平成28年12月1日 (第204回第三部会)	・審議
平成28年12月22日 (第205回第三部会)	・審査請求人の意見陳述 ・審議
平成29年1月19日 (第206回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成29年2月2日 (第207回第三部会)	・審議
平成29年2月16日 (第208回第三部会)	・審議